

○承認基準について

- ・申請事業の内容が以下の基準を満たしているかどうか審査します。

- ＊ 全市的な規模にわたるものであって、開催地が守口市内又は隣接する場所であること。

- ※ 事業の規模及び趣旨により特にやむを得ないと認められるものについては、この限りではありません。

- ＊ 多くの市民が自由に参加できる事業であること。

- ※ 少数の参加者に限られる事業であっても、当該事業が広く一般的に教育的効果を及ぼすと認められるものについては、この限りではありません。

- ＊ 営利又は商業宣伝を目的とするものでないこと。

- ＊ 参加者から入場料、出品料又は参加費等金品の負担を求める場合には、負担額が当該事業の運営に係る実費相当額以内であること。

- ※ 収益相当額の寄附を目的に当該事業を実施する場合はこの限りではありません。

- ＊ 政治的又は宗教的活動の意図があるものでないこと。

- ＊ 風紀上好ましくないものでないこと。

- ＊ 開催の場所は、公衆衛生、災害防止等について必要な設備又は処置が講じられていること。

- ＊ 安易な模倣を誘発するなど社会的悪影響を及ぼすおそれのあるものでないこと。

- ＊ インターネット等オンラインで実施される事業については、多くの市民の参加が見込まれる事業又は本市の教育施策の推進に寄与するものと認められるものであること。

- ＊ その他委員会が特に不相当と認めたものでないこと。